

収用委員会事務局における自律改革

当局の取組

「局改革推進本部」を設置し、自律改革を強力に推進

本部の概要

「局改革推進本部」

本部長：事務局長
副本部長：担当部長（総務課長）

- ・各PTの進行管理（年度内に成果報告）
- ・本部長が召集し開催



知事が掲げる3原則

都民ファースト～都民に対する収用制度の更なるPR～

- ・都民に対する収用制度のPR充実が当局の課題
若手職員中心の「広報PT」により、収用制度のPR充実について検討

情報公開～収用委員会に適した情報公開のあり方とは～

- ・「広報PT」において情報公開のあり方を検討
- ・収用委員会活動等の「見える」化
（個々の事件処理については、「私有財産」を取り扱っていることを踏まえ、土地収用法の趣旨を鑑みる必要）

ワズスペンディング～税金の有効活用の視点から～

- ・当局の予算は大半が人件費等の固定経費
- ・業務の効率化、人材育成により超過勤務を縮減しライフ・ワーク・バランス実現
～業務の効率化・人材育成～
業務効率化につながる組織横断的なPTを設置
（業務サポートPT、手引見直しPT、マニュアル見直しPT）
収用事件の複雑化・困難化に対応できる人材の育成
（多数権利者PT、残地補償PT）
⇒当局に根付く自律改革の風土を今後とも継承していくことが肝要

平成28年度 収用委員会事務局PT一覧

広報PT

- 都民への収用制度理解を深める
- HPの見直し、情報公開の検討

業務サポートPT

- 進行管理システムツールの改修
- ICTによる職員の業務効率化

手引 見直しPT

- 起業者へ収用制度活用を促進
- 蓄積事例、起業者意見の反映

マニュアル 見直しPT

- 委員から示された判断基準の整理
- 見直し過程での職員実務能力向上

多数権利者 事件対応PT

- 権利者多数事件の課題を検討
- 困難事件の権利者保護、手続促進

残地補償PT

- 残地補償（土地の一部を収用した場合）のあり方整理
- 権利者保護推進、適正補償の実現

収用委員会事務局における自律改革《参考》

収用委員会とは

土地収用法（昭和26年）に基づき各都道府県に設置される行政委員会。

まちづくりに伴う用地取得等が難航した場合に、公共の利益と私有財産との調整を図りつつ、紛争を早期に解決することを目的として、公正・中立な立場から補償金額等に関する裁決等を行うことを職責としている。

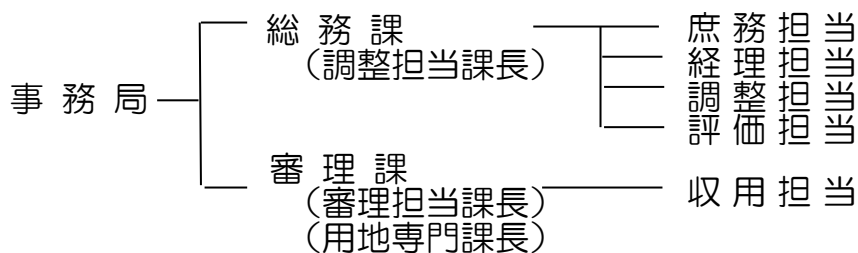
組織及び人員

～収用委員会～

○委員7名、予備委員4名（議会の同意を得て知事が任命）

- ・「法律」、「経済」又は「行政」に関し優れた経験と知識を有する者
- ・公共の福祉に関し公正な判断をできる者
- ・任期3年（再任可）

～収用委員会事務局～2課、定数30名（平成28年5月1日現在）



第1回都政改革本部後の局内検討経過

- | | |
|---------------|---------------------|
| 平成28年9月1日（木） | 事務局長から局自律改革について検討指示 |
| 平成28年9月5日（月） | 3件提案あり |
| 平成28年9月6日（火） | 広報PT（若手中心）開催 |
| 平成28年9月9日（金） | 局幹部会にて局改革推進本部設置を決定 |
| 平成28年9月13日（火） | 局改革推進本部設置要綱を決定 |
| 平成28年9月16日（金） | 第1回局改革推進本部会議開催 |

収用手続きの流れ

